



いわなしい 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



第66回 岩内町成人式 艶やかな振袖姿で久しぶりの再会

2014. 2
No.123

第4回定例会報告.....	P 2
5会派による一般質問.....	P 3~11
議会日誌.....	P 12

第4回 定例会 報告

平成二十五年度各会計補正予算等を審議する第四回定例会は、十二月九日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。十二月十六日に再開し、五名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、十二月二十日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予 算》

○平成二十五年度一般会計補正予算

障害介護給付費約二千四百九十七万円、西小学校通級教室改修工事費六百五十万円などを追加補正しました。

○平成二十五年度国民健康保険特別会計補正予算
後期高齢者支援金約三百八十三万円、備品購入費約十一万円などを追加補正しました。

《その他》

○岩内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例設定
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○温泉供給料金の減免
社会福祉法人あけぼの福祉会の温泉供給料金を減免しました。

○岩内港港湾区域内公有水面埋立
岩内港港湾整備計画に基づく老朽化対策事業の実施にあたり、埠頭用地の造成を目的とした公有水面埋立承認出願への答申について議決しました。

《条例設定・改正》

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町費職員の給料の支給等について、改正しました。

○公法上の収入徴収に関する条例の一部を改正する条例設定
地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしました。

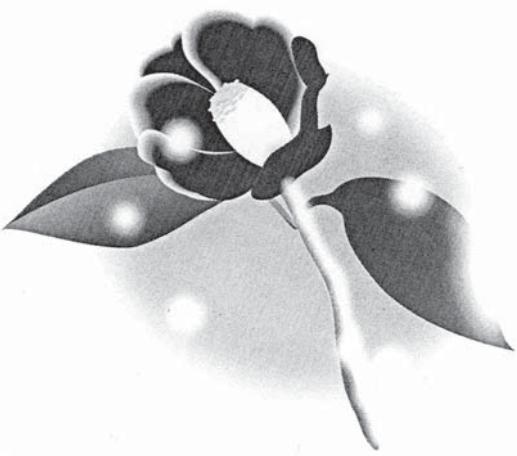
○積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書
過疎対策の積極的推進を求める意見書
生活保護費削減と保護締め出しの制度改善の中止を求める意見書

○特定秘密の保護に関する法律の「凍結」を求める意見書
○積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書
○過疎対策の積極的推進を求める意見書
○生活保護費削減と保護締め出しの制度改善の中止を求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

百二十二号の議会だよりで、固定資産評価審査委員の工藤祐之氏のお名前が間違つておりました。
お詫びし、訂正いたします。

《審議した意見書》



一般質問

12月16日、17日、5名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

齊藤雅子議員（公明党）

アレルギー疾患対策について

質問■

一、岩内町における児童・生徒のアレルギー疾患状況は、どの様になつてゐるか。

二、その中で食物アレルギーのある児童・生徒数とアレルギーを起こす食品の内訳は。

三、食物アレルギーによる事故の有無は。

四、アナフィラキシー補助治療剤エピペンの使用について教職員、保育関係者の研修会などを行なう事が重要と思うが、見解は。

町長■

一、アレルギー疾患の症状を持つ保育所児童数は、アトピー性皮膚炎十二名、気管支喘息三名、食物性アレルギー二名の、合わせて十七名となつていて。

二、食物アレルギーの症状を持つ児童数及び原因となる食品は、バナナが児童一名、ピーナッツが児童一名の、計二名であるが、成長とともに症状は改善されてきている。

三、食物アレルギーによる事故の有無は。

四、アナフィラキシー補助治療剤エピペンの使用について教職員、保育関係者の研修会などを行なう事が重要と思うが、見解は。

教育長■

一、アナフィラキシー一人を含む食物アレルギーが二十九人、アトピー性皮膚炎が五十二人、気管支ぜんそくが四十四人、アレルギー性鼻炎が三十六人、アレルギー性結膜炎が十九人、動物アレルギーが五人、ほこり・ダニ・ハウスマストアレルギーが五人、薬物アレルギーが二人、花粉・雑草・植物アレルギーが一人の延べ百九十三人となつていて。

二、食物アレルギーの症状を持つ児童数及び原因となる食品は、バナナが児童一名、ピーナッツが児童一名の、計二名であるが、成長とともに症状は改善されてきている。

三、食物アレルギーによる事故の有無は。

四、各保育所では、アナフィラキシー等を想定しての話し合いも随時行つてゐるが、緊急時の対応については、児童の生命に直結する重要なことであり、その必要性を十分認識していることから、今後、医師や関係機

二、毎年度当初に、学校から意見も参考にして、研修会等の実施を検討していきたい。

三、このほか、山芋・卵・そば・チーズ・カシュー・ナツツ・クルミの六品目となつていて。

四、学校養護教諭などが研修を受講し、校内研修会で周知・研修を行ない、食物アレルギー及びアナフィラキシーの知識や緊急時における対応方法などについて情報共有を行つていて。

四、学校養護教諭などが研修を受講し、校内研修会で周知・研修を行ない、食物アレルギー及びアナフィラキシーの知識や緊急時における対応方法などについて情報共有を行つていて。



災害時の要援護者対策と して福祉避難所の確保を

名簿登録している。

の指定も必要である。

■質問■ 一、要援護対象者の把握はどのようにしている

か。

二、要援護者の名簿作成の状況について。

三、災害時における要援護者への対応について。

四、本町でも、災害時に要援護者を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉法人などの関係施設と協力、協定を結ぶ考えはあるか。

四、本町でも、災害時に要援護者を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉法人などの関係施設と協力、協定を結ぶ考えはあるか。

五、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

六、災害時要援護者避難支援システムを活用し、住民基本台帳データをベースに関係課と連携して要介護者や障がい者情報などにより対象者を把握後、地図データで管理し、毎月、更新作業を繰り返し、最新の情報を想定した場合には、追加

■質問■ 二、名簿登録されている対象者に対し、訪問調査を行い、かかりつけの医療機関、緊急時の連絡先など、避難時に必要な情報を把握し、この情報を地域の町内会等へ提供することへの同意確認を行い、要援護者名簿の管理をしている。

の支援を受けながら、また、訪問介護サービスなどを活用し資源物等を処理している。

他の自治体では自分で持ち出す事が困難で、かつ、他からの協力を得事が出来ない方を対象に、資源ごみの戸別収集を進め、追加指定に努める。

高齢者・要支援や障害者の状態にあって、自からごみをステーションまで、持ち出す事が困難で、他の自治体では自分で持ち出す事が困難で、かつ、他からの協力を得事が出来ない方を対象に、資源ごみの戸別収集を進め、追加指定に努める。

高齢者・障がい者の高齢化にともない資源ゴミの 化戸別収集の推進を

高齢者・障がい者の高齢化にともない資源ゴミの 化戸別収集の推進を

の支援を受けながら、また、訪問介護サービスなどを活用し資源物等を処理している。

高齢者対策と組み合わせた新たな収集方法について検討したいと考えている。高齢者対策と組み合わせた新たな収集方法について検討したいと考えている。

今後、こうした先進事例を参考にし、単なる収集業務としてではなく、

三、災害時における要援護者への対応について。

四、本町でも、災害時に要援護者を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉法人などの関係施設と協力、協定を結ぶ考えはあるか。

五、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

六、災害時要援護者避難支援システムを活用し、住民基本台帳データをベースに関係課と連携して要介護者や障がい者情報などにより対象者を把握後、地図データで管理し、毎月、更新作業を繰り返し、最新の情報を想定した場合には、追加

三、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

四、国のがいドライイン現在登録されている要援護者の訪問調査は、来年度中には終了する予定だが、新たな対象者も生じるため、少しでも多くの調査を進める。

五、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

六、災害時要援護者避難支援システムを活用し、住民基本台帳データをベースに関係課と連携して要介護者や障がい者情報などにより対象者を把握後、地図データで管理し、毎月、更新作業を繰り返し、最新の情報を想定した場合には、追加

三、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

四、国のがいドライイン現在登録されている要援護者の訪問調査は、来年度中には終了する予定だが、新たな対象者も生じるため、少しでも多くの調査を進める。

五、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

六、災害時要援護者避難支援システムを活用し、住民基本台帳データをベースに関係課と連携して要介護者や障がい者情報などにより対象者を把握後、地図データで管理し、毎月、更新作業を繰り返し、最新の情報を想定した場合には、追加

三、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

四、国のがいドライイン現在登録されている要援護者の訪問調査は、来年度中には終了する予定だが、新たな対象者も生じるため、少しでも多くの調査を進める。

五、要援護者は、学校の体育館などに一時的に避難するが、避難所での生活は健康面、精神面に大きな負担となることから、町内の小中学校と高校の六施設を福祉避難所に指定しており、災害時の要援護者の避難先は、各学校となる。

六、災害時要援護者避難支援システムを活用し、住民基本台帳データをベースに関係課と連携して要介護者や障がい者情報などにより対象者を把握後、地図データで管理し、毎月、更新作業を繰り返し、最新の情報を想定した場合には、追加



本堂秀利議員（日本共産党議員団）

救急医療問題について

■質問■

岩内協会病院の院長が任期途中に退任することにより、小児科を除く救急患者の受け入れが中止となるが、今回の事態解決のため、社会福祉法人北海道社会事業協会に直接あもおき、強く要請し、訴えるべきではないか。

また、当面どのように対応するのか。

■町長■

岩内協会病院は、院長等の退職により常勤医三名となるため、一月一日から、小児科救急を除き、救急受け入れを一時休止する。

このため、十二月十二日には、岩宇四町村が合同で北海道、北海道社会事業協会、北海道医師会を直接訪問し、岩内協会病院における常勤医と救急代替病院の確保を強く要望した。

社会事業協会からは、院長候補の選定と北大病院等からの医師派遣について状況説明があつた。

十二月十八日には、北海道主催の救急医療対策会議の予定があり、岩宇四町村と消防組合、医師

も早く地域医療体制が整備されるよう、粘り強く取り組んでいく。

今後も岩宇四町村の一層の連携を図り、一日で

六、国民健康保険の一部負担金・窓口負担の減免は、どのような対応を考えているか。

五、後志の町村ではどのような対応すべきでは、いよいよ対応すべきではないか。

十一、国に対して財政手当を求めるとともに、町として単独でも対応すべきではないか。

三、各制度間の公平性を保つため、所要の見直しは必要であると考えているが、今後の法律改正等の内容を十分勘案し、収入基準の適用等について検討していく。

■町長■

生活保護費削減による制度の後退に現行制度の改善でサービス適用の拡大を

■質問■

生活保護基準が八月に引き下げとなり、これを基準とする様々な制度に影響を与えるが、

岩内協会病院が利用できなくなる町民の数とその影響額はどれ位を推計しているか。

七、収入基準の変更により、窓口負担への影響をどのように考えているか。

八、町営住宅家賃の減免・徴収猶予への影響とその対応は。

九、生活保護基準引き下げによる影響のできる制度は。

一、生活保護基準引き下げにより影響のできる制度は。

二、准要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

三、影響が出る制度のうち、旧制度を適用するものはあるか。

四、準要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

五、生活保護基準や住民税非課税限度額が引き下げになることで、制度

五、後志の町村ではどのような対応すべきでは、いよいよ対応すべきではないか。

十一、国に対して財政手当を求めるとともに、町として単独でも対応すべきではないか。

三、各制度間の公平性を保つため、所要の見直しは必要であると考えているが、今後の法律改正等の内容を十分勘案し、収入基準の適用等について検討していく。

■町長■

六、国民健康保険の一部負担金・窓口負担の減免は、どのよう対応を考えているか。

七、収入基準の変更により、窓口負担への影響をどのように考えているか。

八、町営住宅家賃の減免・徴収猶予への影響とその対応は。

九、生活保護基準引き下げによる影響のできる制度は。

一、生活保護基準引き下げにより影響のできる制度は。

二、准要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

三、影響が出る制度のうち、旧制度を適用するものはあるか。

四、準要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

五、生活保護基準や住民税非課税限度額が引き下げになることで、制度



ては、その影響額を推計することは困難な状況である。

三、各制度間の公平性を保つため、所要の見直しは必要であると考えているが、今後の法律改正等の内容を十分勘案し、収入基準の適用等について検討していく。

六、国民健康保険の一部負担金の減免については、その影響額を推計することは困難な状況である。

七、収入基準の変更により、窓口負担への影響をどのように考えているか。

八、町営住宅家賃の減免・徴収猶予への影響とその対応は。

九、生活保護基準引き下げによる影響のできる制度は。

一、生活保護基準引き下げにより影響のできる制度は。

二、准要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

三、影響が出る制度のうち、旧制度を適用するものはあるか。

四、准要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

五、生活保護基準や住民税非課税限度額が引き下げになることで、制度

ては、その影響額を推計することは困難な状況である。

三、各制度間の公平性を保つため、所要の見直しは必要であると考えているが、今後の法律改正等の内容を十分勘案し、収入基準の適用等について検討していく。

六、国民健康保険の一部負担金の減免については、その影響額を推計することは困難な状況である。

七、収入基準の変更により、窓口負担への影響をどのように考えているか。

八、町営住宅家賃の減免・徴収猶予への影響とその対応は。

九、生活保護基準引き下げによる影響のできる制度は。

一、生活保護基準引き下げにより影響のできる制度は。

二、准要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

三、影響が出る制度のうち、旧制度を適用するものはあるか。

四、准要保護者の就学援助に岩内町ではどのよう検討するのか。

五、生活保護基準や住民税非課税限度額が引き下げになることで、制度

八、本年度中の減免対象者について、見直し後の平成二十五年度の生活保護基準に基づき改めて算定したところ、基準改定により影響が生じる世帯がないことを確認した。

案し、対応を決定する。
また、見直し後の平成二十五年度の生活保護基準額を適用した場合に影響が及ぶ世帯数は、推計では〇世帯。

五、平成二十五年度は、岩内町を含め見直し前の基準が十三町村、見直し後の基準が三町村、生活保護基準額を用いていなが三町村。

利用者の把握は困難。

老朽化が進む 岩内地区集会所 の対策を

敷島内集会所、一日、二十名。
西宮園集会所、八十六日、九百五十六名。
東山集会所、五十日、二百三十五名。

百七十九名。
大浜集会所、四十二日、

高齢者への成人用肺炎球菌ワクチンの普及と予防接種費用の助成を

九、十、十一、見直しによる影響は、各制度における利用者個々の事情により、影響度も様々で、画一的な基準により判断することは難しいが、それ一定の基準が存在することも、やむを得ないことがあると認識している。今後も、住民の方々の安心・安全な暮らしの提供と、公正・公平の原則が保たれる制度の運用がなされるよう、努力する。

■質問■

一、高齢者の死因の中で、肺炎の占める割合が高いが、現在の状況は。

二、肺炎球菌ワクチン利用者の状況は。

六、接種費用を助成する自治体が増えているが、町としても、公費助成に取り組むべきではないか。

■町長■

三、ワクチン接種への公費助成についての認識は。

一、岩内町の高齢者の死因は、平成二十二年度で、第一位が悪性新生物、第二位は脳血管疾患、第三位は心疾患と肺炎であり、肺炎による死亡は十・四%である。

二、岩内町の高齢者の死因は、平成二十二年度で、第一位が悪性新生物、第二位は脳血管疾患、第三位は心疾患と肺炎であり、肺炎による死亡は十・四%である。

一、平成二十四年度利用日数、延人数 宮園会館、七十日、八百四十二名。

四、地域性、利用形態を考慮。コミュニケーション形成・再生も検討する。意見聴取は非常に重要。それを踏まえる。

三、改修・改築・新設に取り組む時期について伺う。

二、今後の管理は、状況に応じ必要な修繕を行ない、適正管理する。

三、改修・改築・新設に向けた準備段階としたい。

島野地区集会所、十四日、二十四五名。

五、肺炎球菌ワクチンの予防効果についての検討は。

二、成人の肺炎球菌感染症は、予防接種法上の定期の予防接種ではなく、任意の予防接種であるため、医療機関には報告義務がなく、ワクチン

四、就学援助により経済的に困窮している家庭の子どもが安心して就学できることが重要と考えていることから、他町村の動向や国における財政支援、影響を受ける世帯の状況などを総合的に勘

一、高齢者の死因の中で、肺炎の占める割合が高いが、現在の状況は。

二、肺炎球菌ワクチン利用者の状況は。

三、ワクチン接種への公費助成についての認識は。

一、平成二十四年度利用日数、延人数 宮園会館、七十日、八百四十二名。

四、地域性、利用形態を考慮。コミュニケーション形成・再生も検討する。意見聴取は非常に重要。それを踏まえる。

三、改修・改築・新設に取り組むべきと思うが、

二、今後の管理は、状況に応じ必要な修繕を行ない、適正管理する。

三、改修・改築・新設に向けた準備段階としたい。

四、地域性、利用形態を考慮。コミュニケーション形成・再生も検討する。意見聴取は非常に重要。それを踏まえる。

島野地区集会所、十四日、二十四五名。

二、成人の肺炎球菌感染症は、予防接種法上の定期の予防接種ではなく、任意の予防接種であるため、医療機関には報告義務がなく、ワクチン

四、就学援助により経

济的に困窮している家庭

の子どもが安心して就学

できることが重要と考え

ていることから、他町村

の動向や国における財政

支援、影響を受ける世

帯の状況などを総合的に勘

査する。

一、岩内町の高齢者の死因は、平成二十二年度で、第一位が悪性新生物、第二位は脳血管疾患、第三位は心疾患と肺炎であり、肺炎による死亡は十・四%である。

二、成人の肺炎球菌ワクチンは、主要な二十三種類の肺炎球菌に対応しております、肺炎の予防効果

や軽症化のほか、抗生素質が効きやすいなどの効果も期待できる。

三、改修・改築・新設に取り組むべきと思うが、

二、今後の管理は、状況に応じ必要な修繕を行ない、適正管理する。

三、改修・改築・新設に向けた準備段階としたい。

四、地域性、利用形態を考慮。コミュニケーション形成・再生も検討する。意見聴取は非常に重要。それを踏まえる。

島野地区集会所、十四日、二十四五名。

二、成人の肺炎球菌感染症は、予防接種法上の定期の予防接種ではなく、任意の予防接種であるため、医療機関には報告義務がなく、ワクチン

四、就学援助により経

济的に困窮している家庭

の子どもが安心して就学

できることが重要と考え

ていることから、他町村

の動向や国における財政

支援、影響を受ける世

帯の状況などを総合的に勘

査する。

一、岩内町の高齢者の死因は、平成二十二年度で、第一位が悪性新生物、第二位は脳血管疾患、第三位は心疾患と肺炎であり、肺炎による死亡は十・四%である。

二、成人の肺炎球菌ワクチンは、主要な二十三種類の肺炎球菌に対応して

おり、肺炎の予防効果

や軽症化のほか、抗生素質が効きやすいなどの効果も期待できる。

百六十名。

相生集会所、十四日、百七十名。

金沢志津夫議員（新政クラブ）

洋上風力発電への取組みについて

岩内町における「道の駅」構想について

■質問■
町として事業を進めるには、公募条件である研究機関との連携や、洋上や海中に機器を設置することから、漁業権問題が発生することになるが、地元漁業者などの理解を得ながら、町の新しい事業として今後、積極的に取り組むべきと考えるが、町長の考え方を伺う。

■町長■
洋上風力発電事業は、風車の大型化が予想され、再生可能エネルギーの主軸エネルギーになり得る、将来性を秘めた事業であり、推進するには、港湾施設と広大な土地を結ぶアクセス条件が整備されている当町において、非常にメリットがあるものと認識している。一方で、洋上風力発電は、海域の一部を占用し、

漁業者の操業・航行の支障となることに加え、海域の環境影響を考慮することが非常に重要であり、漁業関係者や漁業協同組合の理解と協力が必要不可欠である。

現在、経済産業省や環境省では、二千キロワット級の大規模な洋上風力発電の実証を積み重ね、海域の環境影響調査などを引き続き実施している。さらには洋上風力発電施設を活用した魚礁の検討や七千キロワット級の洋上風力発電設備の計画が進められている。

町も、各種情報やデータの収集、これらの情報を共有するなど、今後も引き続き、調査・研究に取り組んでいく。

■質問■
一、現在の「道の駅」を、「町の顔」としての機能が十分満たされた施設と思うが、町の顔としての機能が十分満たされた施設と、現在の「道の駅」との集約化や総合的な施設の建設を考えられないか。
町長は「道の駅」については、民間活力に期待を示す答弁だが、民間活力だけで町が活性化すると考えているのか、行政の具体的な取組みが見えない。地場産業の底上げを図る活性化策を示すべきと思うがいかがか。

■町長■
三、「岩内・共和道路」の開通や五号線の高速道路化に合わせて、現在の「道の駅」を郊外型に移転する構想はないか。

四、農水省など国の補助事業も視野に、複合型の「道の駅」の建設で、六次産業化を進め、地場産業の振興を図るべきと考えるが、その展望を伺う。

二、道の駅の機能充実による活性化は、充分理解しているが、誰がどの移転は、様々な課題の解決が必要であり、道路網の整備による交通の流れや、中心市街地の人の流れの変化なども見極めながら、町に与えられた条件の中で最適な方策を導き出せるよう、関係団体とも連携しながら検討する。

三、「岩内・共和道路」の開通や五号線の高速道路化に合わせて、現在の「道の駅」を郊外型に移転する構想はないか。

四、六次産業化は、第一次産業に関わる生産者の六次産業化への意欲が最も重要であり、加工・販売における衛生管理、リスク管理、及び加工に



ついての技術の習得や販路の開拓などについて、しっかりととした事業計画の確立が、六次産業化の成功には不可欠といわれている。今後、道の駅を検討するに当たり、六次産業化との連携も課題として認識しながら、整備手法なども含め、検討する。

二、道の駅の機能充実による活性化は、充分理解しているが、誰がどの移転は、様々な課題の解決が必要であり、道路網の整備による交通の流れや、中心市街地の人の流れの変化なども見極めながら、町に与えられた条件の中で最適な方策を導き出せるよう、関係団体とも連携しながら検討する。

三、「岩内・共和道路」の開通や五号線の高速道路化に合わせて、現在の「道の駅」を郊外型に移転する構想はないか。

四、六次産業化は、第一次産業に関わる生産者の六次産業化への意欲が最も重要であり、加工・販売における衛生管理、リスク管理、及び加工に

佐藤英行議員（市民自治を考える会）

地域医療について

■質問■

一、総合計画で、休日・夜間の救急医療において初期救急から二次救急の医療体制の確保・充実、および三次救急医療への迅速な連携システムの構築と輸送体制の強化に対してもどのような対策をとったのか、また達成状況はどうなのが。

救急の体制づくりでは成果があるものの、岩内協会病院の体制強化が課題であるため、今後も積極的に支援する必要がある。

二、二十五年度執行方針での「岩内協会病院の医師確保や人工透析の実施に向けた対策」はどのような対策をとったのか。

岩内協会病院に対しては、病院建設や医師対策、機器整備などに年支援しており、直近では救急医療と小児医療の確保のため、岩宇四町村合計で一億五千五百万円を助成了。

■町長■

一、初期救急医療では、岩内協会病院の二十四時間、三百六十五日対応や当番医制、二次救急医療では、病院群輪番制病院運営事業により体制を保している。三次救急医

療では、救命救急センターへの搬送用にドクターヘリの活用を進めている。

療では、救命救急センタへの搬送用にドクターヘリの活用を進めている。

■再質問■

地域医療を充実するため岩内町として岩宇四町村の医療機関の設立も視野に入れた地域医療体制の対策検討が必要と思うが、見解は。

北海道社会事業協会は、道内七カ所の病院を有し、長年の間、医師の必要数の確保に努めてきたものの、実現し得ていない現状を踏まえると、岩内町として、新たな医療機関を設立したとしても、現在のベッド数を確保しながら、必要な医師を確保することについ

て、勤務等の確保や人工透析の早期実施を強く要請しているが、人工透析については、担当医の不在と資金調達の困難さから、事業化の見通しが不透明であるため、町として継続的な協議を求めてい

泊原子力発電所の安全対策について

■質問■

一、冷却水喪失事故があきた場合、非常手段として、蒸気発生器への給

水する水源として、ろ過

水タンク、原水槽、代替

屋外給水タンク、海水と

あり、また、溶融炉心や

格納容器等の冷却水確保

をするため高台に貯水設

備五千トン三基を設置す

るとしている。通常運転

下での対策ではなく、過

酷事故対応ということだ

が、当然通常運転時の汚

染水対策とは違う対策が

とられると思う。

蒸気発生器に給水した

後の汚染水、および炉心

や格納容器へ給水した後

の汚染水の処理はどう

なっているのか。また汚

染水をタンク等に入れて

あくことになると思うがその場所は何処か。

泊発電所は加圧水型原子炉を採用しており、放射性物質を含む水が格納容器から外に出ないという設計上の特長があり、万が一、泊発電所で炉心溶融等の重大事故が発生した場合、ろ過水タンクや代替屋外給水タンクなどを水源として格納容器内を冷やし、冷却に用いた水は放射線管理区域内の原子炉建屋等で再循環させ、再度、冷却水として使用し、格納容器の内圧を下げるといった炉心損傷防止対策や格納容器

は、新規制基準では要求される対策事項とはなつてないが、北海道電力の社内で、独自に「管理区域内除染要則」を定め、その要則に基づいて処理しているとのこと。

また、原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所での汚染水問題に対するため、「汚染水処理対策委員会」や「汚染水対策検討ワーキンググループ」を設置し、専門家の意見を交えて対策を講じている。今後、これら汚染水対策は、全国の原子力発電所に対し、何らかの方策が国から示さ



るべき事案と考えてい
る。

■再質問■

泊発電所の後背地は崖
となっており、また地下
水も構内で湧水してい
る。

現在対策をしてないの
なら、北海道電力に汚染
水対策をさせるべきでは
ないのか。

■町 長■

汚染水の処理は、北海
道電力株式会社が独自に
定めている「管理区域内
除染要則」に基づき適切
に処理されている。

■町 長■

原子力発電所の安全・
安心の確保は、最優先さ
れるべきものと考えてお
り、汚染水対策も含めた
泊発電所の安全対策につ
いては、ことあるごとに、
万全の対策を徹底するよ
う、申し入れしている。

■再々質問■

通常運転時ではなく、
過酷事故時、冷却水を注
入せざるを得なくなつた
時、汚染された水の処理
はどうするのか。

■町 長■

泊発電所は加圧水型原
子炉を採用しており、放
射性物質を含む水が格納
容器から外に出ないとい
う設計上の特長があるも
のの、万が一、泊発電所
で重大事故が発生した場
合、格納容器内を冷やし、
冷却に用いた水は放射線
管理区域内の原子炉建屋
等で再循環されることと
しており、福島第一原子
力発電所で発生している
ような汚染水等は発生し
ないものと考えていると
のことである。

■町 長■

汚染水の処理は、北海
道電力株式会社が独自に
定めている「管理区域内
除染要則」に基づき適切
に処理されている。

■町 長■

原子力発電所の安全・
安心の確保は、最優先さ
れるべきものと考えてお
り、汚染水対策も含めた
泊発電所の安全対策につ
いては、ことあるごとに、
万全の対策を徹底するよ
う、申し入れしている。

原子力防災計画について

■質 問■

一、原子力発電所問題
特別委員会で原子力災害
が発生した場合の避難先
が示された。

避難先として札幌市内
四十二カ所のホテルと固
定してしまうのかどう
か。

■町 長■

二、臨時岩内役場とし
ての札幌市ポールスター
は不適切な場所ではない
か。

■町 長■

一、本町の避難先は、
北海道から札幌駅南口を
中心としたホテル等の提
案があり、避難後の食事、
医療、教育、親類からの
支援など、総合的に検討
をした結果、札幌市が適
当であると判断した。

よって、現時点では、
町民が分散せず集団で受
入れできる施設の確保、
避難後の生活などを考慮
した場合、札幌市と考え
る。

二、長期避難時の役場 機能は、全町民が集団で 札幌市の宿泊施設に避難 することを前提とし、施

設規模や立地場所、施設
運営主体などを検討した
結果、ホテルポールス
ター札幌が現時点では適
当な施設と考えている。

■再質問■

毎間と夜間、また季節
によつて、また放射性物
質の種類によつても飛散
程度が異なる。

安全な場所に避難する
ために、その時々の気象
条件に即応した避難計画
を作り、避難訓練をすべ
きではないか。

■町 長■

原子力災害対策指針に
基づき、緊急時防護措置
準備区域が設定され、北
海道が避難先を示したも
ので、現時点ではこれに
より対応する。また、訓
練は、原子力防災計画に
基づき実施する。



泊原子力発電所

志賀

昇議員（清和クラブ）

地域防災計画について

■質問■

一、今後いつ発生するかわからない、降雨・地震による想定外の災害が発生した場合に、「避難勧告」は地方自治体の首長が発する制度になつているが、防災計画では、どんな基準で、どう取り進められるのか。

二、岩内町防災計画は、今後いつ頃改訂する力。また、その手順について伺う。

三、一般防災計画での避難訓練の今後の取り組みは。

■町長■

一、避難勧告は、防災情報や現地情報を収集し、町長が総合的に判断し、住民避難を発令するが、計画では、避難勧告指示を判断するための基準は示していない。

このため、災害時には、全国瞬時警報システムや各種防災情報、町内パトロールにより現場の状況を一早く把握し、適切な判断をする。

二、岩内町防災計画は、北海道の計画に沿つた改訂が必要なため、現在、改訂作業を進めしており、本年度末までに計画案をまとめ、所管委員会及び岩内町防災会議と協議し、パブリックコメントの実施等を経て正式決定する。その後、防災マップを作成し、町内全戸に配付したいと考えている。

四、岩内町でも、急峻な崖地があり、高台地区と敷島内地区の一部に、土砂災害警戒区域指定がされていると思うが、指定の実態は。

三、東日本大震災の発生、集中豪雨による河川洪水や土砂災害等が全国各地で発生し、全国的に住民参加の防災訓練を実施する市町村が増加しており、訓練の必要性は十分認識をしている。

今後、地域町内会などの協力を得ながら、住民主導・参加型の防災訓練が実施できるよう、関係団体とも連携・協議を進めることとする。

二、岩内町地域防災計画は、北海道の計画に沿つた改訂が必要なため、現在、改訂作業を進めおり、本年度末までに計画案をまとめ、所管委員会及び岩内町防災会議と協議し、パブリックコメントの実施等を経て正式決定する。その後、防災マップを作成し、町内全戸に配付したいと考えている。

六次産業化を目指した道の駅の整備について

道の駅の整備について

■町長■

一、当町の道の駅は、観光振興による町の活性化を目的に、エリア全体を道の駅として、認定された施設で、他の自治体の道の駅との比較で、機能面や利便性などから、苦情が寄せられたことを踏まえ、情報発信機能の強化、観光グッズの作成

二、整備にあたっては、財源確保の観点から、六次産業化を図るために、農林省関係の補助制度を販売、地元産品のアンテナショップ機能の追加など、内容の充実を図つており、一定程度の役割を果たしてきているが、配置を含めた現施設の抜本的な見直しは、誰がどの程度の機能を持たせ、どこまでの機能を活用することができない。しかし、その施設を道の駅として活用するこ

とが考えられ、六次産業化により生み出された商品が加わることで、少なくとも現在の道の駅と比べた場合、新たな魅力が加わることになる。



しかし、他の道の駅との優位性については、個々の道の駅で様々な事例があり、一概には判断できないものと考えております。

り、六次産業化については、まずは、生産者の六次産業化への意欲が最も重要であり、加工・販売における衛生管理、リスク管理及び加工についての技術の習得や販路の開拓などについて、しっかりととした事業計画の確立が、六次産業化の成功には不可欠といわれています。

今後、道の駅を検討するに当たっては、六次産業化との連携も課題として認識しながら、生産者の六次産業化に対する動向も注視する中で整備手法なども含め、検討する。

再生可能エネルギー

洋上風力発電等の取り組みについて

■質問■

浮体式洋上風力発電は、着床式と異なり様々な問題点を、解決しなければならないと思つが次の点について伺う。

一、着床式と比べて騒音は、少ないのか。

二、経済産業省は、民間企業等に研究開発を委託し、日本企業主導で商用化するとしているが、その見通しは。

三、最大の課題は、設置にかかる費用が、陸上風力発電の一・五倍から二倍と言われているが、電力を高く買い取る「固定価格買い取り制度」の見通しは。

■町長■

一、騒音で一番大きい原因となるのはブレードから発生する風切り音で、初期に比べ大幅な改良がなされている。一般的には、浮体式は水深が深いところでの設置、着床式は浅瀬に設置する事例が多く、地域住民が受けれる騒音は、水深が深くなる場合での設置となる

四、洋上風力発電の、設置にあたって、国の研究開発事業に選ばれれば発電整備が国費負担など

の利点があると聞いてい

るが、具体的にどの程度の事業費になり、どの程度の国費負担を想定出来るのか。

二、経済産業省の委託事業として、大手商社やゼネコン、国立大学などが連携したコンソーシアムを立ち上げ、「浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業」として、福島県沖で、実証運転に入つたばかりであり、この事業が商用化されれば世界初の事業になる。

三、再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスの電源別に分け、「建設費」や「運転維持費」をもとに電気の調達価格が設定されている。このうち風力は、現在、既に事業化されている「陸上での風力発電」を念頭に調達価格が設定されている。

四、洋上風力は、風が安定

しているなどポテンシャルが高く、再生可能エネルギーの導入拡大を図るうえで不可欠なエネルギーであるが、これまで、コストデータが把握できなかつたことから調達価格が設定されていなかつた。

こうした中、着床式洋上風力発電についての実証事業や海外の事例からデータ収集の見通しが立てつつあることから、経済産業省では、十一月に洋上風力の調達価格に係る研究会を立ち上げ、年内までに洋上風力の買取価格（案）を取りまとめてこととしており、町としても、この買取価格に注視し、情報収集する。

日本における洋上風力発電への本格的な取り組みは、スタートしたばかりであり、町も文献や各種データの情報収集を行い、これらの結果を踏まえる中で、様々なメリット、デメリットを総合的に判断しながら、町としての方向性を見いだしていく。

二・五倍程度と試算した

五、着床式は、海底に支持構造物の基礎部分に根固めブロックを敷設しており、その部分が魚礁効果となると言わる。

また、浮体式は、海中のワイヤーロープや浮体部に集魚効果があるといわれているが、いずれも現時点では科学的データとして確認はされていない。

研究機関もある。また、国費負担も、民間企業等と連携したコンソーシアムで実施していることから、明確になつていないのが実情であり、今後も引き続き情報を収集する。

議会日誌

11月 3日 岩内町功労者表彰式
4日～ 8日 深浦町・上越市姉妹都市表敬訪問
11日 建設産業委員会
12日～14日 町村議会議長全国大会
17日 岩内中央小学校閉校記念式典
18日 原子力発電所問題特別委員会
29日 役場庁舎問題特別委員会

12月 2日 原子力発電所問題特別委員会
3日 社会文教委員会
4日 建設産業委員会
5日 総務委員会
6日 議会運営委員会
9日 第4回定例会招集
13日 十大ニュース審査会
17日 スキー場安全祈願祭
16日～20日 第4回定例会

1月 4日 岩内青年会議所新年交礼会
5日 岩内町新年交礼会
6日 岩内消防団出初式
12日 岩内町成人式
19日 町政懇談会
21日 岩内体育協会新年会
23日 岩内建設業協会・岩内建設業協同組合新年交礼会
27日 岩内商工会議所新年交礼会

編集後記

「議会だより百二十三号」をお届けいたします。第四回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができます。議会を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されていますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

ソチ冬季オリンピックまであと数日となりました。ファイギュアスケート・ジャンプなどメダルが期待出来そうな競技がたくさんありますね。これから、しばらく寝不足の日が続きそうです。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。